

岬町フォトコンテスト審査委員会設置要綱

制 定 令和8年4月30日

(目的)

第1条 この要綱は、岬町が実施する岬町観光プロモーション事業「岬町フォトコンテスト」を適正に行うため設置する岬町フォトコンテスト審査委員会（以下「審査委員会」という。）の必要な手続きについて定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 応募された写真の審査に関すること。
- (2) その他、応募された写真の審査に関して審査委員会が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報償費)

第5条 委員に対しては、岬町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年3月14日条例第8号）別表の規定に準じ、同表に定める額を支給する。

- 2 委員が国又は地方公共団体から給料又はこれに準ずる手当を受けているときは、報償費はこれを辞退することができる。

(費用弁償)

第6条 委員に対しては、岬町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年3月14日条例第8号）第6条の規定に準じ、これを支給する。

(委員長の任務)

第7条 委員長は会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が委員のうち指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、審査委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、岬町都市整備部産業観光促進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、岬町長が別に定める。

別 表 (第4条関係)

報償費	区分	日額
	委員長	7,000円
	委員	6,500円

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。